

# 近代日本におけるキリスト教と国家神道

麻 生 将

## I. 問題の所在

2019年は天皇の代替わりと新元号の制定に日本中が沸き立った。第二次世界大戦後の天皇は言を俟つまでもなく国民統合の象徴という位置づけであり、すなわち象徴天皇制を明示しながら存続してきた。現在の天皇そして天皇制は近代の「国体」や「皇国」のような明確なイデオロギーないしは集合的な観念を人々に身体化させる機能を、少なくとも現行の政治制度の下では発動することはなく、第二次世界大戦後の日本においては表立って顕現することはなかった。その一方、あいちトリエンナーレの「表現の不自由展」をめぐる展示中止をはじめとする一連の騒動は、天皇を頂点とする「神の国」「皇国」の観念、表象が形を変えて近代以降一程度の差こそあれ—今日まで一貫して日本社会に広く共有されてきた、という事実を改めて示しているともいえよう。こうした集合的な表象・観念・思想の原点として、明治維新を経て成立した大日本帝国政府が創造した「国家神道」を想定することができる。これは天皇を頂点とする、いわば疑似宗教的な制度としばしば捉えられるが、少なくとも戦前の大日本帝国政府は「国家神道」を宗教とはみなしていなかった。後述のように、近代国家にとって特定の宗教を「国教」としてそれ以外の宗教を政治的に統制・抑圧することはタブーであり、欧米諸国からの批判の対象であった。それと同時に、国家神道は幕末の開国から明治維新时期に来日したキリスト教という宗教との対面・邂逅の中から誕生した、いわば「人工的な一神教」でもあり、すなわちキリスト教の合わせ鏡のような制度でもあった。国家神道は大日本帝国という近代国民国家を成立させるうえで、特に共通の歴史観、国家観、愛国心を人々に身体化させるうえで—「大日本帝国臣民」すなわち国民を育成する上で—極めて重要な役割を果たしてきたのであるが、その身体化の対象には日本人のキリスト教関係者も含まれていた。日本政府は近代を通じてキリスト教集団を「異なるもの」として警戒感を抱き続け、何らかの形で統制しようとする一方、国民国家の支柱となる国体や日本国民精神あるいは「現人神なる天皇中心の国家への忠誠」といったイデオロギーの形成に一神教的—すなわちキリスト教的—な概念を導入してきたのである。では、果たして近代日本のキリスト関係者は、キリスト教という欧米の一神教との合わせ鏡のような国家神道とどのように向き合ったのだろうか。本稿では、国家神道とキリスト教との関係について整理をし、近代日本のキリスト教の位置づけと国家神道体制下のキリスト教関係者の立場性を検討する。そして、近代日本のキリスト教界における「日本的キリスト教」の論理を考察することを目的とする。

## II. 近代日本の宗教政策

### 1. 国家神道の成立と諸宗教

本節では近代日本の宗教政策について、特に国家神道の成立過程を概観するが、特に近代日本における宗教集団と国家・社会との関係について若干触れておきたい。そもそも明治時代以降の大日本帝国政府が執ってきた宗教政策の背景の一つとして、外来の宗教であるキリスト教に対する政府関係者や宗教界の警戒感があった。政府が近代化を推し進め、国民国家を建設する中で、国民の創出と統制のためのイデオロギーないし精神的支柱を構築する必要があったのだが、その際に政府が参考にしたいくつかの思想の中にキリスト教的な思考・概念も含まれていたと考えられる。そこで、本節では近代日本の宗教政策を概観し、近代日本における宗教集団全般と国家および社会との関係を述べる。

近代日本において宗教集団を統制する役割を担っていたものとして真っ先に挙げられるのは、先述したように国家神道である。この用語について阪本是丸は、近代日本の宗教史においても定義が曖昧かつ不明確なものであると指摘している。というのは国家神道が特定の宗教または宗教集団を指して使用される場合もあれば、近代日本のイデオロギーや国家体制の意味で使われる場合もあるからだという<sup>1)</sup>。

しかしながら、明治政府が近代国家の建設に向け、天皇を頂点とする国教的な思想・イデオロギーである国体の概念を用いることで国民を創出しようとしていたことは周知の事実であり、この点は先行研究においても指摘されている<sup>2)</sup>。すなわち、国家神道の存在を無視して近代日本の宗教政策や宗教史全体を語ることは困難なのである。近代日本においては、政府が自ら創り出した国家神道と国体という概念によって宗教集団や社会思想を統制するとともに宗教集団の側も国家神道イデオロギーに対して概ね恭順な姿勢をとり、教義や宗教活動を変質・変容させていった。くわえて、宗教界は政府が国家神道と国体による国民国家建設の政策的基盤として重要な「神社非宗教論」を展開することにより、政府の宗教政策に協力していったのである。

そこではじめに、国家神道と日本の宗教界とのこうした相互関係を確認し、近代日本における宗教の位置づけを明らかにしたい。なお、本稿では伊勢神道や吉田神道などの伝統的な神道を「神社神道」、これに対して明治以降に非宗教化され、国家の祭祀を担うとともに、国家体制に組み込まれてヒエラルキー化された神社神道を「国家神道」と呼ぶ。また、黒住教・金光教・天理教などのように幕末から明治にかけて成立・発展した神道系の新宗教と山岳信仰を再編成した宗教を「教派神道」と位置付ける<sup>3)</sup>。そして、天皇を頂点とする国家の統治を正当化・神聖化する思想ないしイデオロギーを国体と呼ぶ<sup>4)</sup>。

第1表は近代以降の日本の宗教政策の略史を示したものである。いうまでもなく、明治維新を契機に日本は近代化の道を歩んでいくのだが、政府の様々な政策と宗教各界の活動ないし対応を通じて国家神道が成立するとともに、天皇を頂点とする国家の正当性をうたう国体イデオロギーが近代国家の構成員である国民を形成する上で主要な精神的支柱となったことは周知のとおりである。もともと明治維新は王政復古の号令のもと、平田篤胤や本居宣長といった国学者の天皇中心の思想を基盤に行われたものであった。それとともに国民の形成と思想的統一による近代国家建設が急務であった。そのため、政府は維新直後の1868年に神仏分離令を發布した。これは古代以来の神仏習合を否定し、仏教(的要素)を排除することによって天皇を頂点とする国家神道の国教化を目指す政

第1表 近代日本の宗教政策略史

年		事項	
(西暦)	(元号)	政府関係(神道含む)	宗教界
1868	明治元	全国の諸神社を神祇官に所属させる。神仏分離令公布。	
1869	明治2	東京招魂社設置。	
1870	明治3	大教宣布の詔勅により神道の国教化を目指す	廃仏毀釈(~1871)
1871	明治4	神社の社格・神官職制を定める。神祇官を廃止し、神祇省を設置。	
1872	明治5	4月 教導職を設置し、教部賞が管轄。5月 楠社、湊川神社を別格官幣社とする。三条の教則を制定。	島地黙雷が横浜を出港、同年パリより「三条教則批判建白書」を送る。
1873	明治6	神官僧侶のほか有志が教導職になることを許可。2月 キリシタン禁制の高札を撤廃。	島地黙雷が教部省一大教院の改正を要求。
1875	明治8	4月 神宮以下の神社祭式を定める。9月 神社古来の制式の保存を命じる。	2月 真宗各派が大教院より離脱。3月 神道関係の教導職らが神道事務局を組織。
1877	明治10	1月 教部省廃止、内務省に社寺局を設置。	
1879	明治12		6月 東京招魂社が靖国神社と改称、別格官幣社となる。
1881	明治14	神道事務局が神殿の祭神を宮中所斎の神霊と定める。	神道事務局の祭神をめぐる神道界の対立が起こる。
1882	明治15	1月 神官の教導職分離令。	神道事務局より神道神宮派などが独立。
1884	明治17	教導職廃止。	
1886	明治19	神道事務局が神社本局に改組。	
1889	明治22	大日本帝国憲法発布。	
1890	明治23	教育勅語発布。	
1891	明治24	内村鑑三不敬事件	内村鑑三に対する仏教界からの批判続出。
1892	明治25		大日本仏教青年会結成。
1893	明治26	文部省が君が代の祝日演奏を小学校に通達。	
1894	明治27	府県社以下の下級神社を待遇官吏とする。	
1898	明治31		全国神職同盟臨時会を開催、全国神職会設立。東京で仏教徒大会を開催、宗教法案に反対。
1900	明治33	神社局設置。	
1904	明治37	2月 日露戦争勃発 5月 仏教・神道・キリスト教の代表による日本宗教家大会開催、諸宗教の協力と国策支持を決議。	
1906	明治39	4月 府県社、郷村社に対する神饌幣帛料の支出を認める。この年、神社の合併整理を促進。	
1909	明治42		南方熊楠が神社合祀反対運動を起こす。
1911	明治44		島地黙雷没。
1912	大正元	内務大臣原敬が仏教・神道・キリスト教の各関係者との懇談会を開催(三教会同)。	
1913	大正2	官幣社以下神社神職奉務規則公布。	
1914	大正3	神社祭祀令と官国幣社以下神社祭祀令を公布。	
1918	大正7	狩猟法を定め、社寺境内および墓地における狩猟を禁止する。	

①笠原一男編『日本宗教史年表』、評論社、1974、273頁、②孝本貢編『論集日本仏教史第9巻 大正・昭和時代』、雄山閣出版、1988、234頁、③後藤正人『南方熊楠の思想と運動』、世界思想社、2002、346頁、④阪本是丸『近代の神社神道』、弘文堂、2005、286頁、⑤田丸徳善・村岡空・宮田登編『近代日本宗教史資料』、佼成出版社、1973、325頁、⑥福嶋寛隆「国体神学と教団仏教の模索」(安丸良夫編『大系仏教徒日本人11—近代化と伝統』、春秋社、1986、所収)、142～178頁、⑦村上重良『日本宗教事典』、講談社、1988、をもとに筆者作成。

策であった。また、政府は1869年に神祇官(1871年には神祇省に格下げ)を設置し、翌1870年には「大教」の名で天皇の宗教的權威を基本とする神道的な国体観念、国民道徳に立つ国民の教化<sup>5)</sup>を実施する旨の「大教宣布の詔」を發布し、国家神道の国教化を目指した。

その直後、政府は急速な国教化の方針を転換し、組織的な国民教化運動を開始する。1872年に神祇省を廃止して教部省を設置し、大教宣布運動を開始したのである。これは、政府が定めた「敬神愛国」、「天理人道」、そして「皇上奉載・朝旨遵守」からなる「三条の教則」を国民に宣教する運動であった。このような国民教化のための機関として東京に大教院、地方に中教院や小教院が設置された。この運動を担う「教導職」には神主とともに仏僧が任命されたが、後には落語家や俳優など民間の有志も任用されたという<sup>6)</sup>。

しかし、この運動は期待された程の成果が上がらないまま、1875年に大教院の廃止とともに事実

上立ち消えとなった。宗教関係者によるこうした国民教化運動は失敗したため、政府は教育勅語奉読や神社参拝をはじめとする学校現場での国体イデオロギーの教育へと方針を転換していくことになったのだが、これが後の地域社会におけるキリスト教集団に対する排撃運動とも大きく関わっていくことになる。

## 2. 仏教界および神道界の反応

ところで、先述した神仏分離令であるが、政府は国家神道からの仏教的要素の排除を意図してはいたものの、日本国内から仏教そのものを排除しようとしたわけではなかった。しかし、1870年代前半には各地で仏教寺院の破壊や仏像などの廃棄や転売、もしくは僧侶への還俗の強制といった仏教に対する排撃運動が盛んに行われた。いわゆる廃仏毀釈と呼ばれる出来事であるが、これは局地的な一部の事件を指すものではなく全国各地で見られた一大ムーブメントであった。実際、廃仏毀釈によって日本各地で数万もの寺院が破壊されるとともに、数多くの仏像や仏教美術品が海外に売却された。また墓地の破壊も行われ、寺院の墓石が踏み台にされた事例や破壊された寺院の敷地が小学校用地として転用された事例も見られたという<sup>7)</sup>。

このような明治初期の激しい廃仏毀釈に加え、文明開化や欧化政策に伴うキリスト教の浸透に対して、仏教界からは政府やキリスト教集団への反発が起こるとともに、国家神道の非宗教化への働きかけや主張が行われた。とりわけ浄土真宗の中からこうした動きが見られたのであるが、その中心人物は真宗僧侶の島地黙雷であった。島地は明治初期の西欧諸国の視察の後、西欧型の政教分離体制を参考にした国家の祭祀を担う国家神道の確立、換言すれば神社神道の非宗教化を政府に働きかけたのである。その際、島地は浄土真宗を宗教、国家の祭神社神道を国家の祭祀を担う非宗教、とそれぞれ規定した上で両者を明確に区別し、真宗の信仰上の自己矛盾を解消する論理を打ち立てた。すなわち、神社参拝や天皇崇拜、国体イデオロギーなどを世俗の「非宗教的な」要素として受容しつつ、浄土真宗の信仰を両立しようとしたのである<sup>8)</sup>。

島地がこのような「非宗教的な」国家神道の「国教化」を主張した背景には、大きく以下の三点<sup>9)</sup>が考えられる。第一に、廃仏毀釈によって勢力が衰えた仏教界の再興である。国体のイデオロギーと仏教信仰の両立によって、国家への恭順姿勢を示すと同時に政府による仏教の公認を目指し、弾圧や統制を回避しようとしたのである。第二に、神道を「非宗教化」して宗教の枠外に置くことにより、宗教集団の競争相手を減少させる狙いがあった。島地は神社神道が全て国家神道として「非宗教化」できれば、残る競争相手はキリスト教だけに絞られると見たと考えられる。そして、第三には第二の点とも関わるが、キリスト教への警戒感と防御意識が挙げられる。明治政府と同様に真宗をはじめとする仏教界にはキリスト教を警戒し、敵視する風潮があった。そのため、明治時代に後述のように仏教勢力によるキリスト教集団への排撃運動が全国的に展開したと推察される。

いずれにせよ、島地のこのような主張は、後に「神社非宗教論」として政府に受容されることとなった。阪本によれば、近代日本政府は「真宗教団に代表される社会的神社観を体現して神社崇敬を宣揚した」という<sup>10)</sup>。その一方で、政府は島地の論とは別に、オーストリアの法学者の意見を参考にして独自の神社非宗教論を考案しつつあった<sup>11)</sup>。また、次に述べるように神社神道側からも神社非宗教論が主張されていた。すなわち、島地をはじめとする真宗側からの後押し以外にも複数の神社非宗教論が展開され、これらが国家神道の成立に深く結びついていったのである。

そこで、神道界の対応も確認しておこう。神道界の中でもとりわけ国家神道とは本来無関係であっ

た諸社の神主からの国家神道への整理統合に対する反発が多かった<sup>12)</sup>。その一方で彼らは神社神道を国家の祭祀すなわち非宗教的な存在として他の宗教から分離することを政府に要請し、特権的地位を確保しようとした<sup>13)</sup>。すなわち、神社非宗教論は政府が「上から」一方的に押し付けただけではなく、神道界からの要請によっても成立していったことがうかがえるのである。その後、明治末期から大正時代にかけて各地の神社は天皇を頂点とする官国幣社、県社、村社、郷社などにヒエラルキー化ないし一本化され、整理統合が進められていったのだが、地元の社会状況を見越した整理統合も少なくなかった。そのため、政府内でも整理統合に対する批判が噴出するとともに、全国各地で神社の合祀や神社内の森林破壊に対する反対運動が生じたのである<sup>14)</sup>。

### 3. 宗教かつ非宗教たる国家神道

そして政府が明治初期の宗教政策を転換するもう一つの背景は、欧米諸国からの批判である。明治政府はもともと江戸幕府のキリシタン禁制を踏襲し、後述するように、長崎県浦上の約3,000名のキリシタンを流罪に処したが、これに対して欧米各国から「近代国家たるもの、信教の自由を保障するのが当然であり、宗教弾圧はもってのほかである」といった批判や非難が相次いだ。いうまでもなく、欧米諸国はキリスト教国家であったため、同じキリスト教信者への弾圧を非難したのである。そして、欧米諸国は不平等条約改正の条件として日本政府に信教の自由の保障とキリシタン禁制の撤廃を要求してきた。結局、政府はこうした諸外国からの「外圧」によってキリシタン禁制の高札を撤廃し、キリスト教の活動を「黙認」することになった<sup>15)</sup>。ただし、政府関係者の間ではその後もキリスト教に対する警戒感<sup>16)</sup>が残ることになり、神社非宗教論を核とする国家神道を成立させ、制限付きの信教の自由を保障した大日本帝国憲法によってキリスト教への統制の余地を残すとともに間接的にキリスト教を排除しようとしたと考えられる。

結局のところ、こうした各界からの反発や批判によって、政府が当初意図した国家神道の国教化は一旦頓挫した。そのため、政府は神社非宗教論を打ち出し、政教分離と信教の自由を国民に建前上保障する一方で、天皇を頂点とする国家神道体制を確立していくことになる。名目上、国家神道は天皇を頂点とする国家の祭祀を行う、いわば「超宗教的な」イデオロギー装置であり、その「非宗教的な」性格を強調するとともに、愛国心や祖先崇拜、あるいは道徳などを天皇崇拜へと節合させていくことになった。また、仏教界や神道界はキリスト教への警戒感や国民国家建設の必要性あるいは教団の安定化を図るために神社非宗教論を主張し、政府に働きかけていった。そして、国体や神社非宗教論などのイデオロギーを明文化し、神聖にして侵すべからざる天皇を頂点とする近代日本の思想的支柱の創造と国民教化に大きな役割を果たしたのが大日本帝国憲法と教育勅語であったといえよう。

つまるところ、国家神道は宗教性と非宗教性を併せ持つ宗教であった。たとえば、神社参拝や宮城遥拝あるいは教育勅語の奉読や伊勢神宮式年遷宮際などは国民儀礼ないし国家の祭祀という形で「非宗教的な」意味が付与されていた。その一方で、国家のために戦死した人々の鎮魂や神聖にして侵すべからざる現人神としての天皇崇拜といった「宗教的な」側面も同時に有していたのである。そして、近代日本におけるキリスト教集団に対する排除の言説やキリスト教（集団）をめぐる表象のうち、ナショナルな文脈の根底にはこうした国家神道のイデオロギーあるいは二面性が横たわっていた。

#### 4. 近代日本における宗教統制

さて、国家神道の成立とともに国体、日本国民精神といったイデオロギーが神社参拝や教育現場での諸行事を通して次第に日本全体に浸透し、国民が創造されていくことになるのだが、同時に政府による宗教統制も強化されていった。そもそも神道という一宗教をベースに創り出された国家神道、あるいは国民教化の機能を有する教育勅語や神社参拝、宮城遥拝などが宗教的要素を持ち得ないはずもなかった。しかも国家神道は他の諸宗教のみならず、あらゆる社会集団そして個人を天皇の下に統合し、その支配下に置く機能を有していた。

ただし、近代の政府の宗教政策は統制や弾圧一辺倒であったわけではない。特に国民教化を進める上で宗教集団の協力が不可欠であると考えた政府は、1912年に神道・仏教・キリスト教の三宗教界の代表者を招き、懇談会を開催した。これは「三教会同」と呼ばれ、政府による国民への国体の浸透と教育への協力要請であった。これに対して明治以降政治的・社会的に困難な状況下にあった仏教界とキリスト教界は政府からの公認を受けたとして、以降の政府の宗教政策を肯定的に受け止め、協力姿勢を示していったのである。また、政府は太平洋戦争直前の1939年に大政翼賛の下で各宗教集団の統制と管理を図るべく宗教団体法を成立させ、翌40年に同法を施行させた。その結果、仏教界とキリスト教界はともに教派の整理統合を進めるとともに、この二宗教界の主流派はそれぞれ「皇道仏教」「皇道キリスト教」を唱え、戦争協力を推し進めていった<sup>17)</sup>。

その一方で、近代以降の日本においては国体から逸脱するとみなされた思想およびそのような思想を抱くと判断される個人・集団は「異なるもの」として「そのつどあらたに発見」され、政府による統制ないし排除の対象となった。とりわけ宗教集団は前述のように明確かつ強固な信仰・信条を共有するため、国家神道という同じ宗教的存在が有したイデオロギーによってたびたび弾圧の対象となってきたのである。ここでは、特に著名な宗教集団の国家による統制・弾圧の事例を幾つか挙げておく。

明治時代の中央あるいは地方政府による弾圧の対象となった宗教集団としては、天理教が最も有名であろう。明治初期すなわち天理教形成初期の弾圧については小栗による詳細な研究がある<sup>18)</sup>。明治期の天理教は、その教義が国体と相容れないものであるという理由で教祖の中山みきをはじめ幹部らがたびたび警察に逮捕・拘留されていた。やがて教祖の中山みきが亡くなると、他の教団幹部は天理教の教義を記紀神話や天皇崇拜と結び付けるとともに、公認を得ようとたびたび政府に働きかけた。その結果、明治末に政府公認の教派神道の一つに加えられることになったのである。

一方、大正期には神道系の新宗教である大本の関係者が不敬罪で一斉検挙される第一次大本事件(1921年)が発生した。これは、大本の教祖出口王仁三郎が記紀神話に独自の解釈を加えた教義を唱えるとともに、大正中期の経済不況に伴う社会不安の払しょくなどを呼びかける「大正維新」を主張したために、警察によって一斉検挙されたものである。その後大本は1935年にも軍事クーデターの嫌疑を掛けられて一斉検挙にあい、出口王仁三郎以下主要な幹部が逮捕・起訴されるとともに、亀岡市と綾部市の教団本部が京都府警によってダイナマイトで爆破された。この第二次大本事件は宗教集団に治安維持法が初めて適用された事例であり、この事件を契機として全国各地で宗教集団に対する弾圧が本格化した事件として宗教史などで扱われている<sup>19)</sup>。

このほかにも、同じく神道系の新宗教であり、天理教から分派した「ほんみち」が1928年と1938年にそれぞれ不敬罪で検挙され、教祖以下主要な幹部が逮捕・起訴された。また、ひとのみち(現PL教団)も1938年に不敬罪で結社禁止の処分を受けたほか、新興仏教青年同盟は1936年に、創価

教育学会（現創価学会）は1943年に、キリスト教プロテスタントの一派である救世軍とホーリネス教会はそれぞれ1940年と1942年に関係者が取調べを受けたり、検挙されたりした。いずれも不敬罪やスパイ容疑など、ナショナルな文脈での政府による弾圧事件であった。すなわち、国体との関連で国家権力がこれらの宗教集団を取り締まり、統制を加えていたことを指摘できよう<sup>20)</sup>。

結局のところ、村上重良が指摘するように「近代日本の歩みは、国家による宗教の統制支配の歴史であり、明治維新直後のキリシタン禁圧以後、政府は宗教弾圧を反復」<sup>21)</sup>しつづけたのである。日本が「国家神道を国教とし、神社という国の宗教施設をもち、神官神職という宗教官僚群を擁する一大宗教国家」であり、「強烈な宗教的性格」を有しながら「必然的に版図のあらゆる宗教の正邪を判定」<sup>22)</sup>する国家であったことがその背景として挙げられよう。換言すれば、近代日本は国家神道を「国教」とする「均質な」思想空間であり、その空間は国体から逸脱する宗教集団を「異なるもの」として「発見」し、排除する機能を有していたということになる。そのため、宗教界は概ね国家に対して恭順な姿勢を取らざるを得なかったと考えられるが、その過程で近代日本のイデオロギーである国体とそれを正当化・強化するシステムとしての国家神道、そして国家神道を表向き「非宗教化」しつつもその奥に強烈な宗教性を内包させる装置となった神社非宗教論の形成に仏教界や神道界が一役買っていたことも見逃すことのできない歴史的事実であろう。他方、全ての宗教集団が政府あるいは地域社会から常に排除されていたわけではない。太平洋戦争中はほとんどの宗教集団が大政翼賛の下で監視と統制の対象となり、思うように教勢を伸ばせなかったが、政府への協力を前面に押し出すことによって信者数を増やした新宗教もいくつか存在した<sup>23)</sup>。

では、このような状況の中で仏教界や神道界、あるいは政府から警戒と嫌悪、時には排除の対象となったキリスト教は近代日本においてどのように展開し、受容あるいは排除されていったのだろうか。

### Ⅲ. 近代日本のキリスト教の展開

#### 1. 明治・大正期の政治的および社会的状況とキリスト教

キリスト教が日本に伝来し、本格的な布教活動が最初に行われたのは16世紀半ば、すなわち中世後期のことである。その後近世初期までのおよそ百年間にわたってキリスト教は約70万人の信者を獲得したと言われている<sup>24)</sup>。その後、近世初頭には豊臣秀吉による禁教令が發布されたが、本格的なキリスト教弾圧が展開されるのは江戸時代前期のことである。すなわち、江戸幕府による禁教政策によってキリスト教信者の大多数が棄教を強要されるか、あるいは海外追放されるなどの弾圧を受けたのである。その結果、江戸時代を通じてキリスト教信者は表向きには日本から消滅したのだが、現在の長崎県を中心とする九州各地には「潜伏キリシタン」としてその信仰を密かに守り続けるグループも複数存在したのである<sup>25)</sup>。

そして、江戸時代末期の開国に伴って多くの宣教師が来日し、布教活動を開始した。当初は禁教政策によって日本人への布教が禁止されていたため、宣教師の活動対象は居留地の在日外国人に限定されていた<sup>26)</sup>。宣教師あるいは彼らを派遣していた教派グループは居留地に教会とともに病院や学校も建設し、後にこれらが日本社会において積極的な役割を果たしていくことになった（第2表）。

やがて維新を経て明治時代が到来したが、上述のように明治政府は当初江戸幕府のキリシタン禁

第2表 近代日本のキリスト教略史

年		出来事	
(西暦)	(元号)	(キリスト教関係)	(背景、参考事項)
1858	安政5		日米修好通商条約
1859	安政6	アメリカ監督教会の宣教師リギンズが長崎に到着 パリ外国宣教会の宣教師が横浜に上陸	
1861	文久元	正教会のニコライ宣教師が函館に上陸	
1862	文久2	横浜居留地にカトリック教会建設	
1865	慶応元	ブチジャン神父に大浦の隠れキリシタンが接触 大浦天主堂建設	
1867	慶応3		大政奉還
1868	明治元	浦上キリシタン流配事件	五箇条の誓文
1872	明治5	横浜バンド結成	
1873	明治6	明治政府がキリシタン禁制の高札を撤去	
1875	明治8	同志社英学校設立	
1876	明治9	熊本バンド結成	
1877	明治10	札幌バンド結成	西南戦争
1889	明治22		大日本帝国憲法発布
1890	明治23		教育勅語発布、各地の学校に教育勅語と御真影が配布される
1891	明治24	内村鑑三不敬事件 東京神田駿河台にニコライ堂建設	
1893	明治26	井上哲次郎『教育と宗教の衝突』を発表	
1894	明治27	東京YMCA館建設	日清戦争(～1895年)
1904	明治37	内村鑑三らが非戦論を展開	日露戦争(～1905年)
1910	明治43		大逆事件
1912	大正元	仏教、神道、キリスト教の三教会同	
1921	大正10		第一次大本事件
1922	大正11		全国水平社結成
1925	大正14		治安維持法公布
1927	昭和2		第1回普通選挙実施
1929	昭和4	日本全国での教会伝道(神の国運動)開始	
1931	昭和6		満州事変
1932	昭和7	上智大学靖国神社参拝拒否事件	5.15事件
1933	昭和8	美濃ミッション事件	国民精神作興に関する訓令、京大事件、ゴーストアップ事件、国際連盟脱退
1935	昭和10	奄美大島でカトリック排撃が本格化	第二次大本事件、天皇機関説事件
1936	昭和11		2.26事件、ひとのみち弾圧
1937	昭和12		新興仏教青年同盟事件
1938	昭和13		ほんみち弾圧
1939	昭和14	日本灯台社弾圧	宗教団体法成立
1940	昭和15	救世軍の幹部、スパイ容疑で取り調べ 皇紀2600年奉祝記念全国基督教信徒大会を開催	
1941	昭和16	日本天主教教団認可、日本基督教団結成	太平洋戦争(～1945)
1942	昭和17	ホーリネス弾圧(～1943)、プリマス・プレズレン検挙(～1943)	
1943	昭和18	セブンスデー・アドベンチスト一斉検挙	創価教育学会弾圧

注：麻生将「近代日本におけるキリスト教集団をめぐる排除の景観

－ 1930年代の二つの排撃事件を事例として－」E-journal GEO 第11巻1号、2016、pp.219-243、より抜粋

制政策を踏襲し、キリシタンに対する弾圧を継続していた。その中で長崎を中心に多くのキリシタンを流罪とした浦上キリシタン流配事件<sup>27)</sup>が生じたのである。この事件によって日本政府は欧米諸国から禁教政策が宗教弾圧であるとの非難と批判にさらされたため、国内のキリスト教の諸活動を「黙認」する形で禁教政策を事実上撤廃した。こうしてキリスト教の布教活動が国内全域で自由に行えるようになると、宣教師たちは都市・農村を問わず各地で布教活動を展開し、信者を次々と獲得していった。特に都市部においては、知識人をはじめとする中産階級が文明開化の時代背景の中で最先端の思想としてのキリスト教に魅力を感じ、入信する者が多かった<sup>28)</sup>。また、士族の中には儒教精神とキリスト教の類似点を見出しながら、近代国家発展に寄与すべく欧米の文化や社会の中核にある重要な根本精神としてのキリスト教に惹かれ、信者となる者も少なからずいたという<sup>29)</sup>。このように、明治時代前期は文明開化の時流もあって、都市部の中産階級を中心にキリスト教は受容



されていき、信者数あるいは教会数ともに明治時代以降ほぼ一貫して増加を続けた<sup>30)</sup>。また、明治時代を通じて複数の教育機関や福祉施設がキリスト教団体によって設立されていった。今日の日本に数多く存在する著名なミッション系の学校や病院そして福祉施設などの多くはこの時期に設立されたものである。とりわけ、女子教育の充実を目的として多くのミッションスクールが全国各地に設立されたが、これらの学校の多くでは、開校当初からカリキュラムの中に礼拝などの宗教行為が盛り込まれていた。やがて明治時代後期に政府による宗教教育の禁止等の思想統制によってこうしたカリキュラムの見直しを迫られ、昭和戦前期の思想統制の遠因になったと考えられる<sup>31)</sup>。

その一方で、農村部では江戸時代以来のキリスト教への否定的なイメージや外来のものに対する警戒感、さらには浄土真宗をはじめとする仏教関係者による反対運動が頻発した。特に廃仏毀釈の影響で存続の危機にあった浄土真宗側はキリスト教の排撃講演会の開催、檀家へのキリスト教宣教師との接触禁止やキリスト教入信者との交際禁止などの呼びかけを各地で行った。また、仏教側は明治時代に本格的に活動を開始した天理教に対しても類似の反対運動を行ったという。そして、神道や国粹主義の団体もキリスト教に対する排撃運動を特に明治前期から中期にかけて各地で展開していった<sup>32)</sup>。

その後、文明開化への反動やナショナリズムの高揚、国家神道体制とそのイデオロギーの確立に伴い、キリスト教への警戒感や反発が特に政府関係者や一部の知識人の間に広がっていった。それが人々の間に明確に認識される契機となったのが1891年の内村鑑三不敬事件であった。この事件は教師でありキリスト教思想家でもあった内村鑑三が当時勤務先であった第一高等学校での教育勅語の奉読式の際に、明治天皇の署名入りの教育勅語への拝礼を拒否したことに端を発する。この内村の行動に対して第一高等学校の学生や教員からの批判が高まるとともに、新聞によって「事件」として報道されることになり、内村に対する社会的批判が次第に強まっていった。特に哲学者の井上哲次郎は内村の行動を非難するとともにキリスト教の思想が天皇制を否定し、国体と矛盾するとして、キリスト教に反国家的性格が含まれるとの主張を新聞紙上で展開し、キリスト教の排除を主張した。これに対して植村正久をはじめとするキリスト教界の指導者はキリスト教の思想と日本の国体と矛盾せず、むしろ国家への忠誠を強調するものであるとの反論を新聞紙上で展開していった<sup>33)</sup>。

一般に、この内村鑑三不敬事件を契機に日本のキリスト教界が国家主義的性格を帯びるようになり、国体へのキリスト教界の接近が見られるようになったと考えられてきた<sup>34)</sup>。たしかに、この事件が近代日本におけるキリスト教と国家との関係を規定する大きな要素となったことは疑いようもない。ただし、内村鑑三不敬事件以前にも日本各地でキリスト教に対する批判が相次いでおり、それが排撃運動などの形で表れてきたこと、またキリスト教界がそうした一連の排撃と向き合いながら、自身のアイデンティティを省みてきたこともまた事実である。くわえて、日本政府もキリスト教への警戒感を明治維新以降一貫して持ち続けており、それが国家神道の形成や教育勅語の誕生、そして国体や近代天皇制イデオロギーの強化へと直接的あるいは間接的に連なっていくことになったのは先述の通りである。

続いて、大正時代のキリスト教界について概観する。この時期は「大正デモクラシー」と呼ばれる、民主主義運動や自由主義的風潮が比較的強い時代であった。明治期以来の藩閥政治や元老政治に代わって政党内閣政治が確立したのもこの時期である。その中で普通選挙が実施されるなど、民主主義的ないし自由主義的風潮が広がっていった。大正前期には第一次世界大戦の影響で製造業や重化学工業の生産額が増大し、大戦景気と呼ばれる好景気が到来した。ところが第一次世界大戦終

結、関東大震災、金融恐慌などの影響で景気が低迷し、その中で労働争議や小作争議が各地で発生した。また、全国水平社結成に代表される差別撤廃運動などの社会運動も各地で展開していった。そして、こうした運動に関わったキリスト教関係者も複数存在した。たとえば、賀川豊彦は労働運動や小作争議に関わり、労働者や小作人の経済状態の改善に向けた諸活動を展開したが、その中で賀川は生活協同組合を結成した。また、賀川は部落解放運動や平和運動にも参加した<sup>35)</sup>。

他方、この時期のキリスト教界は大正デモクラシーの風潮の中で政府の宗教政策に対してしばしば批判的な態度をとっていた。たとえば、1914年の第30回日本組合基督教会総会や1917年の第31回日本基督教会大会において、神社参拝が偶像崇拜を禁止するキリスト教の教義に抵触するものであるとして政府に神社参拝の強制を止める要請を決議している<sup>36)</sup>。民主主義や自由主義の風潮が強かったことで政府による思想統制が比較的緩やかになったため、キリスト教界もこのような態度を示し得たのではないだろうか。その一方で、全国各地のミッションスクールでは宮城遥拝や神社参拝の不実施に対する周辺社会からの非難や批判が相次ぎ、新聞紙上でもたびたび報じられた。

## 2. 昭和戦前期の政治的および社会的状況とキリスト教

昭和時代になると張作霖暗殺事件、満州事変、五・一五事件といった政治上の事件が頻発するようになった。その結果政党内閣は次第に力を失い、やがて軍部と一部政治家・官僚による大政翼賛的な政治体制が確立されていく。そうした中で1932年の上智大学神社参拝拒否事件や1935年の第二次大本事件、1936年の天皇機関説事件などが相次いで発生した。これらの事件が示すように、政府による思想統制が次第に強化されていくとともに、国体からの逸脱者とみなされた個人・集団が明確に弾圧されるようになっていくのである。

一般に宗教集団に対する国家レベルの弾圧が本格化した契機は1935年の第二次大本事件であると言われているが、それ以前から日本各地で宗教集団とりわけキリスト教集団に対する排撃運動が頻発していた。前述のように、大正末期から昭和初期にはミッションスクールの「非国民」的な教育内容や学校行事に対する批判が地方紙でもたびたび報道されたのだが、中には地元住民や地域の有力者が文部省に陳情活動を展開する事例も複数確認できる。それが1931(昭和6)年の満州事変を境に国家レベルでの思想統制が次第に強化されていき、地域社会においてそれが実践されることとなった。とりわけ地域の神社参拝や慰霊祭などが日常化するようになると、キリスト教集団と地域社会との間で対立やトラブルが目立ちはじめた<sup>37)</sup>。1932年の上智大学神社参拝拒否事件や1933年の美濃ミッション事件、そして同年の奄美大島における一連のカトリック排撃運動などはその典型的な事例といえよう。

さらに、宗教団体法が1939(昭和14)年に成立し翌1940(昭和15)年に施行すると、大政翼賛の下での各宗教団体の統合整理が進められることになった。キリスト教界では1941(昭和16)年に日本国内のほとんどのプロテスタント系教団が合同して日本基督教団が設立されたが、その前後にキリスト教団体への複数の統制あるいは弾圧が確認される。たとえば、1940年には救世軍がスパイ容疑で一斉検挙される事件が発生したほか、熊本県宮地町(現阿蘇市)では聖公会の教会が一部の地元住民から襲撃を受け、建物が破壊される事件が起きた<sup>38)</sup>。また、1942～1943年にかけて先述のようにホーリネス系の教会が一斉捜索を受け、多数の牧師が逮捕された。このほか1939年には灯台社、1943年にはセブンスデー・アドベンチストの関係者がそれぞれ検挙され、関係者が逮捕される事態となった。

なお、当時日本の植民地であった朝鮮半島において、特に昭和戦前期に神社参拝を拒否したキリスト教信者や牧師が特高警察に逮捕・勾留され、数十名の牧師が命を落とした。また、太平洋戦争の前後には朝鮮半島のミッション系学校の多くが宣教師の引き上げに伴って閉校を余儀なくされたのである<sup>39)</sup>。

このように、近代以降の日本におけるキリスト教の歩みは必ずしも順調なものではなかった。特に、明治時代前期と昭和戦前期にキリスト教をめぐる排撃のうねりが全国各地に見られたのである。そこで次章では、この二つの時期のキリスト教に対する排撃運動の全国展開を概観し、その共通点と相違点について検討してみたい。

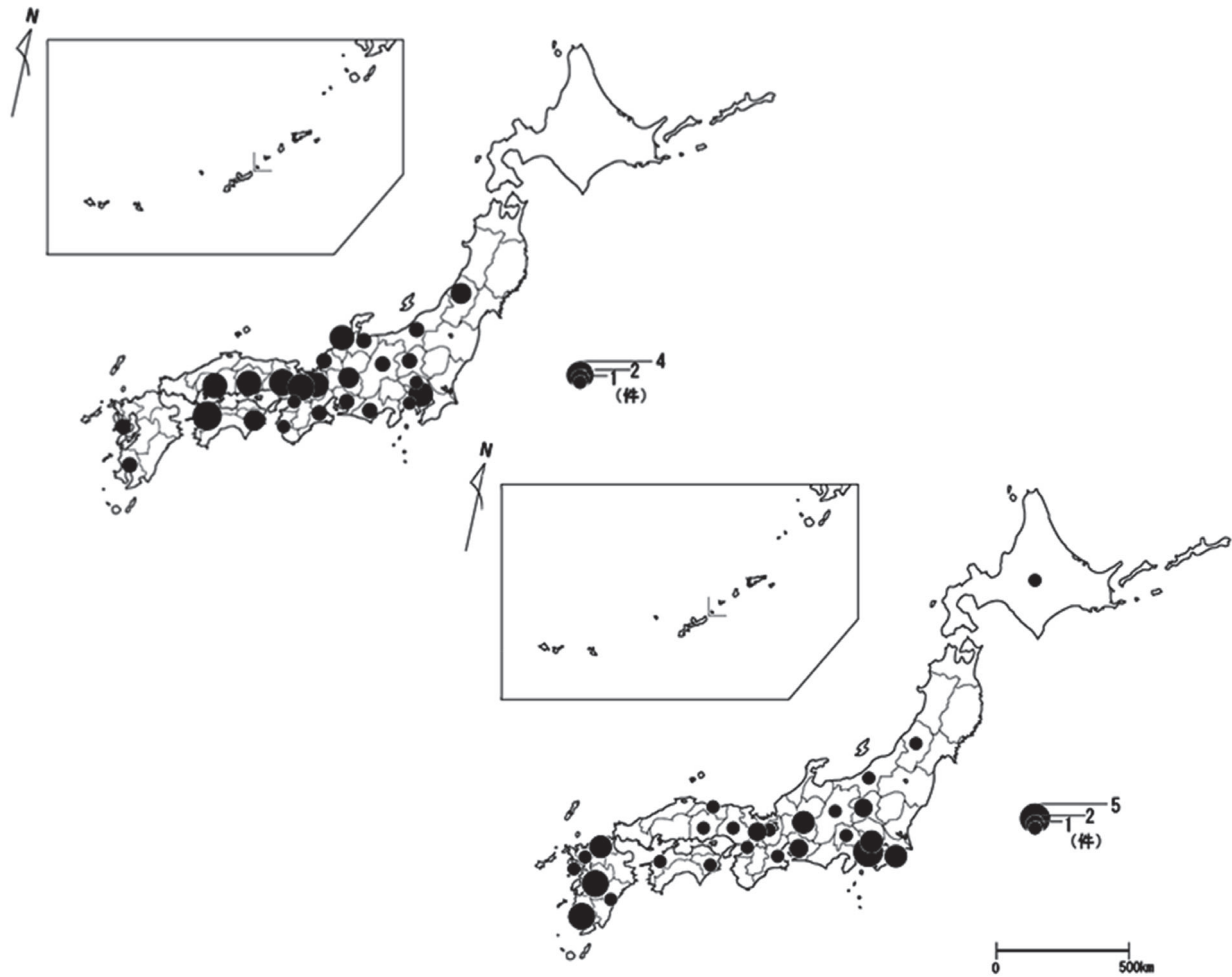
#### IV. キリスト教・国家神道・神社非宗教論

##### 1. キリスト教をめぐる排除の全国的展開

キリスト教が近代日本に伝わって以来、たびたび排撃運動が発生したことは前節で触れたとおりである。今日の日本ではキリスト教会に反対する住民運動が発生することは稀である。近代日本におけるキリスト教排撃運動の展開の波が見られたのは、明治期と昭和戦前期の二つの時期である。そこで本節ではこの二つの時期の排撃運動について、共通点と相違点を浮き彫りにしていく。

明治期の排撃運動の事例のうち、多くは、地域の仏教または神道関係者や国粹主義者を含む地域社会の多様な立場の人々によって展開され、政府主体のものは明治初期の浦上キリシタン流配事件をはじめ数例程度である。第1図は明治期と昭和戦前期のキリスト教をめぐる排撃運動の全国展開を示した地図である。明治期は外国人宣教師や日本人牧師の布教活動によってキリスト教信者が増加するにつれて、各地でキリスト教への反発も強まっていった。とりわけ、図中の北陸や中国地方のような浄土真宗の勢力が相対的に強かった地域で排撃事例が比較的多く見られたことがわかる。これは前に述べたとおりキリスト教に信者を奪われることへの焦りや廃仏毀釈による弱体化、さらにはキリスト教の教義との衝突などが背景として挙げられよう。そのため、宣教師への暴行や寺院キリスト教信者になった村人への村八分、あるいはキリスト教布教演説の妨害や反キリスト教演説の開催などの実践が見られた<sup>40)</sup>のである。これらの実践は組織的なものだけではなく散発的なものも含まれていると考えられるが、地域社会の有力者や指導者が中心となって地域住民を巻き込む形でこうした排撃運動が展開されていった。

では、政府によるキリスト教への対応はどのようなものであったのだろうか。既述のとおり、明治初期の浦上キリシタン流配事件を契機に、欧米諸国からの批判によってキリスト教を黙認せざるを得なかったわけだが、その後も政府はキリスト教に警戒感を抱き続けた。また、政府は神祇官を設置して天皇を頂点とする国家神道を国教とする国家を形成しようとしたものの、国内外からの批判によって1873年に神祇官を廃止せざるを得なかった。そこで、政府は国家神道を宗教とは別次元の存在一すなわち国家の精神的支柱を為す存在一と位置づけ、「神社非宗教論」という名の「政教分離」とともに明治憲法で制限つきの信教の自由を保障することによってキリスト教を含む諸宗教の統制を可能にしたのである。キリスト教界や仏教界は政府のこうした「政教分離」を支持し、政府との衝突を避ける方向に展開していった。特にキリスト教界のこうした動きについては次節で詳しく述べる。



第1図 明治期(上)と昭和戦前期(下)のキリスト教排撃事例

注：麻生将「近代日本におけるキリスト教集団をめぐる排除の景観

－1930年代の二つの排撃事件を事例として－」E-journal GEO 第11巻1号、2016、pp. 219-243、より抜粋

他方、第1図からは、昭和戦前期においても明治期と同様に全国各地で発生していることが読み取れる。昭和戦前期の排撃運動の大きな契機として、1931年の満州事変以降の国家による思想統制の強化を挙げることができよう。赤澤によると、前述のように満州事変以降に国家権力によって「国威宣揚・武運長久・戦勝祈願の祈願祭」への「在郷軍人会・消防組・青年団・婦人会・小学校・自治組合・氏子など地域のあらゆる団体の計画的組織的な動員」が実施されていったという<sup>41)</sup>。また、大政翼賛や天皇中心などの国体の強調は、そこから逸脱する「非国民」すなわち「異なるもの」の「発見」と排除を生み出していった。一般には中央政府による思想統制や弾圧事件が多く注目されてきたが、地域社会を構成する多様な立場の人々による排除の実践もまた頻発していたのである。では、こうした状況に置かれたキリスト教会は一方的に国家によって天皇を頂点とする国体思想や愛国心を一方的に強制されてきたのであろうか。次節では近代日本のキリスト教関係者の動きと言説を概観する。

## 2. 神社非宗教論とキリスト教—美濃ミッション事件を事例に—

近代日本のキリスト教関係者の中でも指導者層の多くが旧幕府側の士族出身者であったことは先述したが、彼らによってリードされた近代日本のキリスト教界はナショナリスティックな性格を当

初から帯びていた。彼らは近代日本のキリスト教史の最初期に入信し、その後日本のキリスト教界を指導する一方で、近代国家建設と発展への寄与を強く願っていた。これがキリスト教の中でもプロテスタントの諸教派において見られた「公会主義」<sup>42)</sup>と関係したと考えられる。もともと近代の日本に伝わったプロテスタントの中には多様な教派が存在し、それらが一致を目指す動きは少なくとも国家単位ではあまり見られなかったが、外国人宣教師が明治初期の日本での布教と教会形成の手段として日本におけるプロテスタント各教派の一致を目指す方針を打ち出した。これは「日本人の手による一つのキリスト教」を志向するもので、「外国のキリスト教団体からの早期の自主独立」と「日本人の手による教会、教団経営」を目標として日本のキリスト教界の指導者たちは布教活動を進めてきたのである。その際に重要なのは、改革派や組合派あるいはバプテスト派などの各教派別の独立を目指すのではなく、こうした諸教派の枠を超えた「日本人のキリスト教教団」が志向された点である。実際、明治前半に日本人のキリスト教指導者たちはこうした教派を超えた「日本人のキリスト教教団」の結成を試みたのだが、教団の運営方針や教義、価値観の違いなどから一旦は頓挫した。だが、こうした事実からは近代日本のキリスト教界がその初期からナショナリスティックな性格を帯びていたと推察され<sup>43)</sup>、後の日本基督教団の設立の思想的素地となったことが読み取れる。くわえて、キリスト教が近代日本の中で社会的に受容されると同時に国家によって警戒・監視・統制の対象となっていた中で、キリスト教界が自身を日本という近代国家の中でどのように位置づけ、国家権力に対してどのような姿勢を見せていったのかを象徴する一つの動きととらえることもできる。

このように近代日本のキリスト教界において、少なくとも指導者層の間ではナショナリスティックな思想が多分に共有されていた。また、国家神道体制の下では神社参拝が信仰上のタブーに触れる一方、神社参拝を拒否することは天皇を頂点とする大日本帝国を拒絶することを意味した。そのため、キリスト教関係者にとって「神社非宗教論」は必要不可欠な論理であったが、そもそも天皇への崇敬や愛国心の発露とキリスト教信仰を何ら矛盾なく発露する上でごく自然な論理として捉えられていたと考えられる。換言すれば、キリスト教信仰を持つと同時に、天皇を頂点とする国家神道体制のイデオロギーに包摂される状態をむしろ受容していたのである。そして、こうしたナショナリズムはやがて「日本的キリスト教」というナショナリスティックに理想化されたキリスト教像を生み出していくことになるが、その一つの契機であり過程であったのが、昭和戦前期に発生したキリスト教集団をめぐる排撃運動である。本節では1933年に発生した美濃ミッション事件を例にこの点を検討する。

美濃ミッション事件については麻生の一連の研究<sup>44)</sup>に詳しいが、岐阜県大垣市のクリスチャンの小学生が信仰上の理由で伊勢神宮参拝を拒否したことを地域社会が問題視し、この小学生が所属していた美濃ミッションというキリスト教団体のメンバーが地域社会の様々な人々によって排撃運動を受けた、という事件である。現在のPTAや学校教員、在郷軍人会、政治家などが排撃にかかわったが、この中には大垣市内の別のプロテスタントの教会関係者も含まれていた。日本基督教会大垣教会の長老(役員)と牧師である。彼らは排撃事件の最中、地元新聞紙上に投書をし、美濃ミッションの神社参拝拒否を批判している。このうち長老は『美濃大正新聞』で「キリスト教がわが国体に何等違反するものでないことは明治時代に於て殆ど全部の識者によりて認められた所であって、昭和の今日に至って其蒸返しの議論をすることは恰も攘夷論と開国論の当否を論ずるよりもたわけた気がする(中略)我々日本主義のキリスト信者にとっては迷惑千万である。(中略)美濃ミッションと

称する我国体も我國民性も無視して絶えず神社参拝を拒否せんとする団体はあるが、彼等に対しては一般基督教徒は擧げ憤慨しているのもであって支持したり賛成するものは極めて稀である(後略)<sup>45)</sup>(1933年6月29日)と述べている。ここからは、美濃ミッションが国体は無視して神社参拝を拒否したととして非難する言説と同時に、自身を「我々日本主義のキリスト信者」の一員と述べ、国体を理解するとともに天皇を頂点とする大日本帝国に忠実な日本人キリスト教徒である、との言説を読み取ることができる。また、同教会の牧師は美濃ミッション事件のことを『美濃対象新聞』に「(前略)われらとは全然その主義主張を異にするある特種の組織の一外人個人経営たるキリスト教団がとった部分的不祥事件とのみに限定すべきであり(中略)愛する美濃ミッションの方々を蒙を啓かれ我国体と神社を正しく認識され(中略)んことを希う」<sup>46)</sup>と投稿し、同年7月2日と4日の二回にわたって掲載された。この牧師も先の長老と同様、美濃ミッション関係者一設立したアメリカ人宣教師を含む信者一の国体に対する「誤解」、すなわち神社参拝がキリスト教で禁じられている偶像崇拜に相当する、という「誤解」が解かれ、日本のキリスト教信者として当然の国体理解と神社参拝が行われることを願っている。

彼らのこうした言説の背景には、自身が美濃ミッションと同様に排撃されることを恐れてのアピールの必要性も考えられるが、それにとどまらず、こうした言説が近代を通じて日本のキリスト教界全体に共有されていた事も無関係ではない。というのも、美濃ミッション事件の翌年の1934年に発行された『基督教年鑑』の中で美濃ミッション事件をめぐる、いわば当時の日本のプロテスタント界の見解が示されているからである。この見解の中では美濃ミッションと神社参拝について次のように述べられている。

「美濃ミッションに関して、年来屢々同地方で問題を起したが、今春端なくも一学校の年中行事の一たる伊勢参宮に参加を拒否した児童のあったため、市民の激昂を惹起し市会の決議ともなり、主務省にも交渉があったのであって、痛く市民の感情を刺戟したのは事実である。

偶々同ミッションは教会組織をなしその設立認可を得んとしていたが知事は地元の人々の反感が昂まって居る場合、之を認可する事は行政上差控えたいとの立場から不許可とされた。之は同ミッションが宣教届をして居る人々によって伝道する事を妨げないが、教会団体としての行動は許されぬとの意味である。そして社会の安然秩序のために成るべく市民の感情を刺戟せぬよう注意され度き旨を伝えているという事である。(中略)神社問題に関しては、基督教連盟の斡旋の下に、去昭和五年五月廿八日附を以て、基督教五拾五箇の団体が連盟で政府の神社制度調査委員会へ一進言書を提出した。そして同委員会に於て、未だ何等明白な態度を示された事がない。

仍て神社問題が、教育上道德上の見地からは解釈の済んだものとされているが、宗教なるや否かの宗教問題としては、未解決の儘に残されているのもであって、此の際国民一般に疑惑を与えないためには、その所謂祭神を明示し、建国の歴史や国家公共のための偉勲等の事蹟を示して教育上道德上の対象を瞭かにし、斯かる資格ある神社のリストを公表される事が緊要であると信ずる。地方には祭祀の不明のものさえ屢々見受けるのであり、甚だしきは歴史上国家のため疑惑を以て見られた人物を祀っているものもあるやに聞くのである。斯かるものにまで一様に、神社であるが故に敬意を表せしむるといふが如きは大きな矛盾であらねばならぬ。」<sup>47)</sup>

これは執筆したキリスト教関係者の個人の見解に限定されるとも解釈され得るが、筆者は美濃ミッション事件を「トラブルメーカーであった美濃ミッション関係者のわがままな言動が地元大垣市の住民を怒らせた」事件と捉えている。そして、注目すべきは「国家に貢献した人物が祭られ、出

自が明確な神社のリスト」の公表を政府に要望している点である。こうした出自の明確な神社のリストは「教育上・道徳上の対象」としてふさわしいものであり、学校教育の場での参拝を推進する上で有効かつ必要不可欠である、との言説がキリスト教関係者から表明され、日本のキリスト教界の、いわば公式見解となっていた。そして、『基督教年鑑』のこうした見解は、先的美濃ミッション事件において大垣市の牧師が投書した中の次の文章とも関連がみられる。

〔前略〕我等は神社と淫祠とを区別する。我等は逆賊平将門の首塚や胴を祀りしもの或は狐狸祠を拜まない。然し上は伊勢大廟、明治神宮より末、村社、郷社にいたるまでおよそ祖先、国忠の士を祀る神社に対しては礼を厚くし、低頭して深甚の敬意を表する事を怠るものでない。またそれを敢えてなすことが自分のキリスト教信仰に何等の差支えを生ずるものでもない。(中略) 文部省は明らかに神社は宗教にあらずと断じ、神社を内務省の神社局にて扱い、神道を文部省の宗教局に属せしめている〕<sup>48)</sup> (『美濃大正新聞』1933年7月2日)。

これらの文章に共通するのは、近代日本のキリスト教界で共有されていた神社非宗教論の具体的な実践の指針、いわば運用方法である。すなわち、①出自が不明確で、②人間以外のものを祀り、③大日本帝国への反逆者を祀る、という条件の神社への参拝はキリスト教の信仰上の理由(と当時の教育上、道徳上の理由)により好ましくない。それに対して、A. 出自が明確で、B. 歴史上の人物を祀り、C. 大日本帝国への忠義を尽くし、国家への貢献度が大きい人物を祀る、という条件をそろえた神社への参拝はキリスト教信仰と抵触せず、したがって参拝可能と判断していたことになる。それは、上記A、B、Cを満たす限りは「非宗教」の神社であり、キリスト教界として神社非宗教論を具体的に実践する——一般信徒への指導も含む——上での具体的な指針となっていたことを意味するのであり、国家神道体制下でこうした神社参拝を無理なく、自然に、自発的に実践できるキリスト教こそが「日本的キリスト教」だったのである。

## V. 結論

本稿では国家神道の誕生の背景とそこにかかわってきた諸宗教の動き、大日本帝国政府による宗教統制といった状況の中での近代日本のキリスト教界の言説と実践について検討してきた。近代日本のキリスト教界のナショナリスティックな性格が、後に天皇制国家と向き合う中で神社非宗教論の運用によって国家神道体制に接合されていき、美濃ミッションのような神社参拝を拒否した教会・教団への排撃に加担していった。特に満州事変を契機とする十五年戦争期に思想統制が強化される中で、キリスト教関係者が方便として神社非宗教論を運用しながら教会を守ってきた、と考えられがちであるが、実際はナショナリスティックな日本のキリスト教界の性格がむしろ神社非宗教論の運用による国家神道体制下の神社参拝を推進し、後の日本基督教団の結成を促していったことも同時に指摘できよう。

ただし、本稿では神社非宗教論に基づく国家神道体制が第二次世界大戦終結まで維持されてきた状況下において、すべてのキリスト教関係者が一様に神社参拝や天皇崇拝を無条件かつ自発的に行ってきたのか、という問いが残る。牧師、神父、司祭のみならず、名もなき多くの一般信徒の声を拾い上げていく作業が必要なのはいうまでもない。いずれにせよ、その根幹をなす集合的イデオロギー・集合的観念に反すると見なされれば「異質なもの」として排除されるのが想像の共同体<sup>49)</sup>

たる国民国家のいわばデフォルトであり、宗教と国家との複雑で困難な関係が将来にわたって再び生じないという保証はどこにもないのである。

## 〔付記〕

本稿は2011年度に立命館大学に提出した博士論文『近代日本のキリスト教会をめぐる社会 - 空間的排除に関する研究』の第2章「近代日本におけるキリスト教の排除とその背景」を加筆修正したものである。

## 注

- 1) 阪本是丸 (2005) 『近代の神社神道』、弘文堂、71-72 頁および 134-178 頁。
- 2) ①磯前順一 (2003) 『近代日本の宗教言説とその系譜—宗教・国家・神道—』、岩波書店。  
②井上寛司 (2011) 『「神道」の虚像と実像』、講談社。  
③戸頃重基 (1966) 『近代日本の宗教とナショナリズム』、富山書房。  
④村上重良 (1974) 『慰霊と招魂—靖国の思想—』、岩波書店。  
⑤村上重良 (1985) 『宗教の昭和史』、三嶺書房。
- 3) 村上重良 (1988) 『日本宗教事典』、講談社、366-367 頁。
- 4) 前掲 3)、339 頁。
- 5) 前掲 3)、334 頁。
- 6) 前掲 3)、335-336 頁。
- 7) 前掲 3)、327-332 頁。
- 8) 前掲 2) ③、13 頁によると、日本の仏教は伝統的に「本地垂迹説」によって神道との衝突を回避してきた。島地のこうした考えも「本地垂迹説」と何らかの関係があると推測される。また、前掲 1)、136-137 頁も参照のこと。
- 9) 阪本は真宗によるこうした戦略を踏まえ、「真宗教団が国家神道の生みの親」(143 頁) であるとしている。前掲 1)、73 頁および 142-145 頁を参照のこと。
- 10) 前掲 1)、137 頁。
- 11) 前掲 2) ③、7-8 頁および 24-25 頁。
- 12) ①前掲 1)、74 頁。  
②孝本貢編 (1988) 『論集日本仏教史 第九卷 大正・昭和時代』、雄山閣出版、4 頁。
- 13) 前掲 3)、337 頁。
- 14) 著名な事例として、たとえば南方熊楠による一連の運動が挙げられよう。これについては次の文献で詳しく述べられている。後藤正人 (2002) 『南方熊楠の思想と運動』、世界思想社。
- 15) 井上卓治 (2000) 『近代日本の宗教と国家—その相克の諸相—』、東京図書出版会、122 頁。
- 16) ①森岡清美 (1976) 『日本の近代社会とキリスト教』、評論社、62 頁。  
②前掲 2) ①、42 頁。
- 17) ①前掲 2) ⑤、15 頁。  
②前掲 3)、359 頁。
- 18) 小栗純子 (1969) 『日本の近代社会と天理教』、評論社。
- 19) 前掲 3)、381-386 頁。
- 20) 前掲 3)、359 頁ならびに 378-437 頁。
- 21) 前掲 2) ⑤、19 頁。
- 22) 前掲 2) ⑤、20 頁。
- 23) たとえば、生長の家や霊友会などの新宗教がこれに該当する。前掲 3)、408 ~ 419 頁を参照のこと。
- 24) 村上によると、近世初期、慶長年間にはキリシタンの信者数が 70 万人ほどであったと推定されている。前掲 3)、217 頁を参照のこと。
- 25) 野崎清孝 (1980) 「長崎県生月島の触とかくれキリシタン組織」、奈良大学地理学研究報告第 5 号、34-48



- 頁。
- 26) 歴史地理学における居留地と教会の立地やその空間的展開を扱った代表的な論稿として、次の論考がある。
- ①乙部純子 (2002) 「19 世紀末の横浜外国人居留地の景観—「横浜真景一覧図絵」からみた土地利用状況」、歴史地理学 44-5、22-37 頁。
- ②藤岡ひろ子 (1992) 「外国人居留地の構造—横浜と神戸」、歴史地理学第 157 号、58-84 頁。
- 27) ①家近良樹 (1998) 『浦上キリシタン流配事件』、吉川弘文館。
- ②前掲 3)、344-345 頁。
- 28) たとえば、孝本貢 (1978) 「キリスト教会の形成・発展とその条件—岡山県高梁教会の事例—」、森岡清美編『変動期の人間と宗教』、未来社、242 頁。
- 29) ①澤正彦著、金纓訳 (2004) 『日本キリスト教史 韓国神学大学講義ノート』、草風館。
- ②鈴木範久 (2001) 『日本キリスト教物語』、教文館。
- 30) ①川田力 (1989) 「日本におけるプロテスタント・キリスト教会の立地過程—明治期・関東地方を中心として—」、地理科学 44-4、207-222 頁。
- ②前掲 16) ①、pp.174-175。
- 31) 前掲 29) ②、114-118 頁。
- 32) たとえば前掲 16) ①、195-249。
- 33) 事件の一連の内容については、以下の論考で詳しく述べられている。
- ①大河原礼三 (1991) 『内村鑑三と不敬事件史』、木鐸社。
- ②前掲 29) ①および②、
- ③田丸徳善、村岡空、宮田登編 (1973) 『近代日本宗教史資料』、佼成出版社、117-149 頁。
- 34) ①前掲 33) ①、24-27 頁。
- ②前掲 3)、353-354 頁。
- ③前掲 29) ②、82-86 頁。
- 35) 前掲 29) ①および②。
- 36) 日本基督教団宣教研究所教団史料編纂室編 (1997) 『日本基督教団資料集第一巻 日本基督教団の成立過程 (1930 ~ 1941 年)』、日本基督教団宣教研究所、176 頁。
- 37) 赤澤史朗 (1985) 『近代日本の思想動員と宗教統制』、校倉書房、199-202 頁による。
- 38) 日本聖公会九州地区歴史編集委員会編 (1980) 『日本聖公会 九州地区史』、日本聖公会九州地区、266-270 頁。
- 39) 前掲 29) ①および②。
- 40) 前掲 16) ①、195-249 頁。にて複数の事例が紹介されている。
- 41) 前掲 37)、201 頁。
- 42) すなわち、「日本の教会」が欧米の宣教団体から「自給独立」することを志向する主義主張のことであり、これについては次の論考で論じられている。
- ①土肥昭夫 (1980) 『日本プロテスタント・キリスト教史』、新教出版社、60-66 頁。
- ②崔炳一 (2007) 『近代日本の改革派キリスト教—植村正久と高倉徳太郎の思想史的研究—』、花書院、100-144 頁。
- 43) ①前掲 42) ②。
- ②前掲 29) ①、77 頁。
- 44) ①麻生将 (2008) 「宗教集団をめぐる社会 - 空間的排除のプロセス—1930 年代の「美濃ミッション事件」を事例として—」、歴史地理学 50-3、15-31 頁。
- ②麻生将 (2016) 「近代日本におけるキリスト教集団をめぐる排除の景観 —1930 年代の二つの排撃事件を事例として—」、E-journal GEO11-1、219-243 頁。
- 45) 美濃ミッション編・発行 (1992) 『神社参拝拒否事件記録 復刻版』、118-119 頁。
- 46) 前掲 45)、124-126 頁。
- 47) 日本基督教連盟編・発行 (1934) 『基督教年鑑 昭和九年版』、47-48 頁。なお、日本キリスト教歴史大

事典編集委員会編（1988）『日本キリスト教歴史大事典』、教文館、1048-1049 頁によると、『基督教年鑑』を発行していた日本基督教連盟は 1878 年の基督信徒大親睦会に始まり、1884 年の基督信徒福音同盟会、1911 年の日本基督教会同盟を経て 1923 年に設立された団体。日本のプロテスタント諸教派諸団体とミッション団体の連携協調を行っていた、超教派のプロテスタント団体の連盟であった。

48) 前掲 45)、124-125 頁。

49) ベネディクト・アンダーソン著、白石さや・白石隆訳（1997）『想像の共同体：ナショナリズムの起源と流行』、NTT 出版、pp.24-26 頁。

（同志社大学人文科学研究所 客員研究員）

## Christianity and State Shinto in Modern Japan

by

Tasuku Aso

For the purpose of this paper is to analyze how Christians in modern Japan corresponded to State Shinto and how they were included to State Shinto ideologically. Japanese government created State Shinto for the purpose of controlling religious groups in 19<sup>th</sup> century. Some Buddhist helped to create State Shinto. This was the system of controlling policy and political domination to Japanese people and religious groups including Christianity ones. Japanese government made Shinto groups systematize and controlled. This system was realized by a theory that the Shinto religion was not a religion, called “Jinja hi Shukyoron” .

On the other hand, modern Japanese Christian especially many pastors were eager nationalist and Christian society had nationalistic feature. So Christian society added to groups that excluded other minor Christian group because of rejection worship Shrine. Modern Japanese Christian and Christian society worshiped Shrine by regarding Shinto as no religion, and created “Japanese Christianity”. Modern Japanese Christianity was joined to State Shrine by spontaneous practicing a theory that the Shinto religion was not a religion.